

答申個第92号

令和元年8月6日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年1月11日付け右保子第93号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保育所入所台帳等の個人情報一部開示決定事案（諮問個第228号）

1 審査会の結論

処分庁が非開示とした部分のうち、保育所入所台帳の以下の部分については開示すべきであり、その余の部分について非開示としたことは妥当である。

- (1) 平成30年5月10日の記録の16行目
- (2) 平成30年5月21日の記録の11行目及び同15行目1文字目から4文字目まで
- (3) 平成30年5月29日の記録の6行目26文字目から30文字目まで、同33文字目及び34文字目
- (4) 平成30年6月26日の記録の14行目

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成30年11月15日に、処分庁（担当部署 右京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「H26年4月1日から現在までの私に関する全記録（右京はぐくみ室）」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「保育所入所台帳（請求人以外の情報を除く。）及び育児支援記録票」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成30年11月30日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

関係機関との情報共有・意見交換に係る記録における関係機関の職員の氏名については、当該個人が識別され、通常他人に知られたくない情報と認められるとともに、これを開示することにより、関係機関との率直な意見交換・連絡調整等が困難になるなど、保健福祉行政に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第16条第2号及び第7号に該当）

関係機関との情報共有・意見交換に係る記録及び担当職員による所感や評価が記載されている記録については、これを開示することにより、関係機関の率直な意見交換・連絡調整等が困難になるなど、保健福祉行政に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第16条第7号に該当）

- (3) 審査請求人は、平成30年12月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、「黒塗り情報を開示して下さい。今日開示された文書以外に相談記録を開示して下さい。」との趣旨の審査請求をした。

- (4) なお、処分庁は、本件請求に係る公文書として、本件公文書のほかに以下の公文書（以下

「全部開示公文書」という。)を特定したうえ、個人情報開示決定処分を行っているが、当該処分に対して審査請求はなされていない。

(全部開示公文書)

子ども子育て支援制度システム内の次の帳票(いずれも平成30年11月15日時点)

- ・児童台帳(請求人以外の情報を除く。)
- ・契約情報(請求人以外の情報を除く。)
- ・個人宛名情報
- ・住民税情報(平成26年度から平成30年度まで5年度分)

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「黒塗り情報を開示して下さい。今日開示された文書以外に相談記録を開示して下さい。」というものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 子ども・子育て支援制度システムについて

京都市では、子ども・子育て支援法に基づく幼児教育・保育施設の利用に係る支給認定、利用調整及び保育料徴収等の事務を支援するため、当該事務の統轄部署である子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(以下「幼保支援室」という。)において、子ども・子育て支援制度システムを構築、運用し、オンラインで各区役所・支所の子どもはぐくみ室と共有している。

右京区子どもはぐくみ室では、このシステムを利用して、支給認定内容の入力及び支給認定証の発行、保育施設利用の際の申請内容の入力及び各保育施設との利用調整の際のリストの出力、各保育施設との契約の際の利用時間、利用者負担額の算定及び徴収に係る入力等を行うとともに、保護者からの相談対応等の際に利用している。

(2) 本件公文書について

ア 右京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室について

右京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室(以下「子どもはぐくみ室」という。)は、妊娠から出産、その後の子育てに係る児童や子育て家庭に関する各種の施策利用等に関する手続及び相談の窓口である。

したがって、当庁は、当該手続及び相談に係る過程において、各種の施策利用に関する様々な文書の提出を受けるほか、当庁自ら必要な記録等を作成することとなる。

このような中で、当庁は、審査請求人に係る保育所入所台帳及び育児支援記録票を保有

している。

イ 保育所入所台帳について

保育所入所台帳とは、認可保育施設を利用するための申請等に必要な書類及び子ども・子育て支援制度システムから出力した資料等を綴ったものである。当該台帳の中には保育施設に入所している児童の保護者又は関係機関から相談等を受けた職員が適宜記録した、保育に係る相談記録が含まれている。

ウ 育児支援記録票について

育児支援記録票とは、育児に関する相談があった場合に、児童の養育に係る支援を行うために職員が適宜作成している相談記録である。

エ 審査請求人に係る保育所入所台帳及び育児支援記録票について

(7) 本件公文書のうち、審査請求人に係る保育所入所台帳とは、認可保育施設を利用するための申請書類を受付した際に提出があった書類のうち、審査請求人がある子どもの保育を必要とする理由である自身の障害を証明する身体障害者手帳の写し、児童が継続して入所中の施設を利用している場合に提出が必要である保育利用現況届出に際して審査請求人から提出があった身体障害者手帳の写し、保育が必要な状況を記載したスケジュール申告書及び審査請求人が子どもを通園させている保育園との保育に係る相談の記録等である。

(8) 本件公文書のうち、審査請求人に係る育児支援記録票とは、審査請求人から当庁にあった育児相談等に係る記録である。

オ なお、審査請求人は、審査請求書において、「今回開示された文書以外に相談記録を開示して下さい」、「開示された相談記録以外にも私とやりとりしたり関係機関とやりとりをしたりした記録（特に平成29年1月から4月中頃）が作成されているはずですよ」と主張しているが、本件請求である「審査請求人に関する全記録」に該当する文書は、本件公文書及び全部開示公文書以外には存在せず、これが全てである。

(3) 条例第16条第2号に該当することについて

当庁は、審査請求人からの相談等に関連して、必要に応じて、関係機関と情報共有及び意見交換を行っており、保育所入所児童台帳に記録をしている。当該記録においては、情報共有等を行った関係機関の職員（以下「関係者」という。）の氏名が記載されている部分があるが、例えば審査請求人の主訴を伝えた際の関係者の対応内容及び所感が含まれており、本来、知られることのない関係者個人の内心の情報を審査請求人に知られることとなり、そのことを開示することにより、当該関係者のプライバシーを侵害するおそれがある。

(4) 条例第16条第7号に該当することについて

ア 関係機関との情報共有・意見交換に係る記録の非開示について

関係機関等からの審査請求人に係る主観を含む評価や相談内容は、外部に公開しないことを前提として、関係機関の任意の協力により得られた情報であり、開示することで、当該関係機関との信頼関係を損ない、保育等に関する必要な情報交換が困難となり、本市の保育事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、審査請求人と関係機関等との間に誤解や無用の不信感を生むこととなり、さらには関係機関からの必要な情報の提供が得られなくなることで、審査請求人や他の保護者からの保育施設利用のための調整、保育施設入所児童の処遇にかかる相談、育児支援に係る相談など、関係機関との連携のもとに成り立っている保健福祉業務に著しい支障を及ぼすおそれがある。

イ 担当職員による所感や評価が記載されている記録の非開示について

担当職員の審査請求人に係る主観を含む評価や、行政内部の会議及び調整内容等の記録は、審査請求人との長時間にわたる対応内容等を簡潔にまとめており、これを開示することにより、審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人に対して支援を行ううえでの支障となるおそれがある。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 黒塗り情報を開示して下さい。
- (2) 関係機関の職員の氏名は、京都市個人情報保護条例第16条第2号及び第7号に該当しない。開示しても事務の適正な遂行に支障を及ぼさない。プライバシー情報でもない。
- (3) 関係機関とのやりとりやはぐくみ室職員により所感や評価は、私に関する情報なので事務のさまたげにはならない。
- (4) 今回開示された文書以外に相談記録を開示して下さい。
- (5) 開示された相談記録以外にも私とやりとりしたり関係機関とやりとりをしたりした記録（特に平成29年1月から4月中頃）が作成されているはずです。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、子どもはぐくみ室が保有している審査請求人に係る保育所入所台帳及び育児支援記録票である。

保育所入所台帳については、以下の文書から構成されている。

ア 子どもはぐくみ室と審査請求人、審査請求人の子が通園する民営保育園（以下「保育園」という。）、幼保支援室との経過記録

イ 審査請求人が保育の必要な状況を記載した週間のスケジュール申告書

ウ 審査請求人の身体障害者手帳（京都市）の写し

エ 保護者住所、保護者氏名、入所事業所名、保育の実施を必要とする理由、入所児童の家庭の状況、保育の実施の経過などといった審査請求人の子の保育に関する基本的な情報が記載された児童台帳

育児支援記録票については、審査請求人からの相談を受けて、処分庁が、その日時、相談方法、被相談者、対応者、記録者、相談の目的、相談の主訴等を記録した文書である。

(2) 条例第16条第7号該当性について

ア 条例第16条第7号の趣旨

条例第16条第7号は、京都市等が行う事務又は事業の中には、評価、診断、判断、選考、指導、相談に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、開示することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。

イ 非開示部分の内容

当審査会が、本件公文書を見分したところ、非開示とされている部分は、上記(1)アの文書（以下「経過記録」という。）及び育児支援記録票中にあり、その内容は、審査請求人からの相談に関連して、子どもはぐくみ室が保育園から聴取した内容及び保育園職員の氏名といった保育園の情報（以下「本件非開示部分1」という。）と、処分庁の職員による審査請求人等に係る所感や評価及び処分庁内での協議に係る記録（以下「本件非開示部分2」という。）であることが認められた。

ウ 子どもはぐくみ室の業務と経過記録等の趣旨

ところで、子どもはぐくみ室は、子どもや子育てに関する施策の一元的な対応窓口として、平成29年5月に設置され、必要な相談援助等を行うとともに、保育園をはじめとする子どもに関わる関係機関（以下「関係機関」という。）との連携・協働の下、子育て世

帯への支援に取り組んでいる。子どもはぐくみ室が各種相談に的確に対応していくためには、相談者や関係機関と信頼を得ることや、対応経過を十分に把握することは不可欠であると考えられるところ、本件の経過記録及び育児支援記録票も、このような視点から作成及び利用されるべきものである。

エ 本件非開示部分 1 について

(7) 本件非開示部分 1 は、保育園から任意で提供された情報であり、また審査請求人が保育園の対応等への不満を述べている事情も併せ考えれば、外部に開示しないことを前提として提供されているものと認められる。よって、これら非開示とした内容を開示すれば、処分庁と保育園との信頼関係を損ない、今後、こうした関係機関から必要な情報を収集し、又は協力を得ることが困難となることで、関係機関との連携・協働の下で推進する子育て支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 16 条第 7 号に該当すると認められる。

(8) なお、処分庁は、保育園職員の氏名の部分について、条例第 16 条第 2 号及び同条第 7 号に該当するとして非開示としているが、条例第 16 条第 2 号該当性について検討するまでもなく、上述したように同条第 7 号に該当するため、非開示としたことは妥当であると判断する。

オ 本件非開示部分 2 について

(7) 本件非開示部分 2 について、処分庁は「担当職員の審査請求人に係る主観を含む評価や、行政内部の会議及び調整内容等の記録は、審査請求人との長時間にわたる対応内容等を簡潔にまとめており、これを開示することにより、審査請求人の認識と異なっていた場合に審査請求人に対して支援を行ううえでの支障となるおそれがある。」と主張する。

(8) 個別の事情を含む相談内容は、実に多種多様であることが容易に推察され、処分庁はいずれに対しても適切に対応していかなければならないため、相談者や関係機関から事情を聴取する際に得た所感や評価を記録することは重要であると思料する。一方で、所感や評価は必ずしも相談者にとって好意的に受け取ることができるものばかりではなく、相談者の認識や見解と合致しているとは限らない。このような場合、所感や評価を開示することにより、相談者に誤解や不信感を生じさせ、相談者との信頼関係が損なわれるであろうことは容易に想定される。

また、所感や評価の記載について、開示されることが前提になると、記録をする者が、正確かつ率直な記載を躊躇するなど、記録内容の形骸化を招くことも懸念される場所である。

(9) 処分庁内での協議に係る記録には、相談の解決に向けての方針や方法に関する記載が認められるところ、行政内部で検討された方針等は、必ずしも相談者の希望どおりにな

るものとは限らず、相談者の意向と合致しないことがあり得る。このような情報もまた、上記(イ)と同様に、開示することで相談者に誤解や不信感を生じさせ、相談者との信頼関係が損なわれるであろうことは容易に想定される。

- (ロ) したがって、本件非開示部分2を開示すると、審査請求人の誤解や無用の不信感を招くことが実質的に想定され、処分庁と審査請求人との信頼関係を損ない、今後の相談援助業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号に該当すると認められる。

カ もっぱら処分庁の職員の行動について記載した箇所について

なお、経過記録において処分庁が非開示とした部分の中に、もっぱら処分庁の職員の行動について記載した箇所があったため、当審査会において精査したところ、以下の記録については、そのみでは保育園内の情報、所感や評価、行政内部で検討された方針等のいずれにも結びつくものではなく、単なる事実について記録されているに過ぎず、本件公文書において既に開示している部分と比較してもことさら非開示とすべき合理的な理由は認められなかった。

(イ) 平成30年5月10日の記録の16行目

(ロ) 平成30年5月21日の記録の11行目及び同15行目1文字目から4文字目まで

(ハ) 平成30年5月29日の記録の6行目26文字目から30文字目まで、同33文字目及び34文字目

(ニ) 平成30年6月26日の記録の14行目

(3) 本件請求に係る対象公文書の特定について

ア 処分庁は、本件請求に係る公文書として、本件公文書及び全部開示公文書を特定し、審査請求人に開示している。

イ 審査請求人は、「今回開示された文書以外に相談記録を開示して下さい。」「開示された相談記録以外にも私とやりとりしたり関係機関とやりとりをしたりした記録（特に平成29年1月から4月中頃）が作成されているはずです。」と主張している。

ウ 当審査会が処分庁の開示した経過記録を見分したところ、平成27年5月15日から平成30年8月8日までの経過が時系列で記録されており、その中には「平成29年1月20日」「同年1月24日」「同年3月28日」「同年4月3日」の記録が含まれていることも確認できた。このように「平成29年1月から4月中頃」の記録が、経過記録から特段抜け落ちていることはなく、これ以外に相談記録が作成されていたとは考えにくい。

エ したがって、本件請求に該当する文書は、本件公文書及び全部開示公文書以外には存在せずこれが全てであるとする処分庁の主張や文書特定に不合理な点があるとは言えず、ま

た、これを覆すに足りる証拠も認められなかった。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成31年	1月11日	諮問
	2月 8日	諮問庁からの弁明書の提出
	4月25日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第1回会議）
令和元年	6月 6日	審議（令和元年度第2回会議）
	8月 6日	審議（令和元年度第3回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）